

令和3年度全中連社員総会開催	①
全中連会長表彰制度創設	②
行政の窓 建設業許可制度 Q&A	③
アスベスト給付金制度創設	④⑤
全中連総合補償制度募集開始	⑥
トータルサポートプラン	
随時受付中	⑦
建設業法遵守ガイドライン一部改正	⑧
建トレ拡充される	⑧

## 会長表彰制度創設と新保険制度を導入し事業の強化を図る 令和3年度 全中連社員総会開催

5月27日(木)、東京都中央区のNATULUCK(ナチュラルック)茅場町新館において令和3年度の社員総会が開催され、建設国保の母体組織としての位置づけを明確にするための定款の変更、令和3年度の正会員会費、令和2年度収支決算など上程された5議案は原案通り承認されました。

今年度の事業計画については、コロナ渦における経営基盤脆弱化と建設業法改正など喫緊の課題への対応と支援、なかでも、建設業界の担い手確保と育成を図るための建設キャリアアップシステムにおける事業者・技能者登録の代理登録申請を積極的に推進していくとともに、事業所の経営活動をリスクマネージメントする全中連トータルサポートプランの一層の普及と休業補償に特化した新たな保険制度の導入、全中連会長表彰制度の創設などが主な事業となっています。

全中連会長表彰制度の創設については、長年にわたり建設業に携わり、無事故施工並びに技能向上と後進の指導育成に尽力されてきた技能者各位を「模範的な優秀技能者」として表彰するもので、会員団体からの候補者推薦書より理事会で表彰者を選出し、翌年の社員総会において会長より表彰状の授与を行うこと、さらには、国土交通大臣顕彰の推薦に繋げることを予定しています。

令和3年度の実行事業については以下の通りです。

### 令和3年度の実行事業について

- (1) 建設キャリアアップシステムにおける事業者、技能者情報の代理登録申請の推進
- (2) 全中連トータルサポートプランの普及
- (3) 建設国保の母体組織としての加入促進・連携の強化
- (4) 職長・安全衛生責任者教育講習の推進
- (5) 財政基盤の確立・組織拡充に関する活動
- (6) 中小企業基盤整備機構(中小機構)の小規模企業共済普及のための調査・検討
- (7) 国土交通省の政策等に関わる課題等への取り組み・検討
- (8) 労務安全等に関する啓発
- (9) 休業補償など新たな保険制度の導入に向けた調査・検討
- (10) 表彰規程に基づく模範的な優秀技能者表彰の実施
- (11) 広報関連
  - ・全中連ニュースの発行
  - ・ホームページの充実

各種事業の一層の周知と推進を図るため、ホームページを充実させるとともに、全中連トータルサポートプランと新たな保険制度(休業補償)については、会員団体の要望に沿った出張説明会やZoom説明会の実施を行うこととしています。

# 新たに「全中連会長表彰制度」を創設 技術・技能の向上と社会的地位向上を目指す

令和3年度の新たな事業として、技術・技能の向上並びに、中小建設事業者及び建設技能者の社会的地位の向上を一層推進することを目的とした、全中連会長表彰制度を創設しました。

この制度は、長年にわたり建設業に携わり、無事故施工並びに技能向上と後進の指導育成に積極的に貢献されてきた技能者各位を「模範的な優秀技能者」として表彰するものです。

各団体からの推薦より、10月に開催される理事会（選考委員会）において表彰者を決定し、翌年の定時社員総会において会長より表彰状の授与を行います。

なお、表彰者については、国土交通大臣顕彰の推薦に繋げることを予定しています。

## ■模範的な優秀技能者表彰基準

模範的な優秀技能者の表彰は、次の各号すべてを満たすものについて行う。

- ① 技能士、施工管理技士又は建築士を有している
- ② 建設技能者として20年以上の実務経験を有する
- ③ 人物的に優れており、他の模範と認められる

## ■表彰の方法

表彰は、会長が表彰状を授与して行う。

- ① 表彰にあたっては、記念品を表彰状に添えて授与することができる。
- ② 同一の表彰理由に基づく表彰は、一回限りとする。

## ■候補者の推薦及び被表彰者の選定

被表彰者の選定は、各会員団体の長の推薦に基づき、選考委員会で公平に審査して決定する。

- ① 推薦者を推薦する場合は、推薦書に被推薦者の経歴及び功績の概要を添付する。
- ② 選考委員会は理事会とする。

## ■表彰の時期

表彰は定時社員総会において行う。但し、特別に必要があるときは、随時行うことができる。

## ■国家表彰等への推薦

社会的にも高く評価される功績であったものは、国が行う表彰並びに顕彰の際推薦するものとする。

## 建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

### ○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

### ○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4  
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

## (Q1) 建設業許可はどのような時に取得しなければなりませんか？

(A1) 軽微な建設工事（※）以外の工事を請け負う場合は建設業許可を取得しなければなりません。

※「軽微な建設工事」とは以下の工事のことを言います。

<建築一式工事>

- (1) 1件あたりの請負代金が1,500万円（税込）未満の工事
- (2) 延面積が150㎡未満の工事（主要構造部が木造で、延面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）

<建築一式工事以外>

- (1) 1件あたりの請負代金が500万円（税込）未満の工事

## (Q2) 軽微な建設工事であれば、建設業許可を取得せずにどのような工事を行っても良いのですか？

(A2) 以下の工事を行う場合は、例えば軽微な建設工事であっても登録が必要になります。

解体工事：解体工事業登録が必要

浄化槽設置工事：浄化槽工事業登録が必要

電気工事：登録電気工事業者登録が必要

## (Q3) 建設業許可にはどのような種類がありますか？

(A3) 営業所の配置の違いによって「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」があり、請け負う建設工事の規模の違いによって「一般建設業」と「特定建設業」があります。

<大臣許可と知事許可>

国土交通大臣許可：二つ以上の都道府県に営業所がある場合

都道府県知事許可：一つの都道府県にのみ営業所がある場合

<一般建設業と特定建設業>

一般建設業：発注者から直接請け負う1件の建設工事について、下請代金の総額（※）が4,000万円（税込）（建築一式工事の場合は6,000万円（税込））未満となる下請契約を締結して施工する場合

※あくまで下請けに発注した金額の総額であり、発注者から請け負う金額自体に上限はありません。

特定建設業：発注者から直接請け負う1件の建設工事について、下請代金の総額が4,000万円（税込）（建築一式工事の場合は6,000万円（税込））以上となる下請契約を締結して施工する場合

## (Q4) 建設業許可を取得するためにはどのような要件を満たす必要がありますか？

(A4) 以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 経營業務の管理を適正に行うことができる能力を有する者であること
- (2) 営業所ごとに専任の技術者を置いていること
- (3) 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎を有していること
- (5) 適切な社会保険に加入していること
- (6) 欠格要件に該当しないこと

上記の各要件の詳細については次回以降に詳しく解説します。

# 建設アスベスト給付金制度創設 厚労省

昭和47年10月1日から平成16年9月30日の間に建設現場で石綿にばく露し  
石綿関連の疾病を発症された労働者・一人親方・そのご遺族の皆さんへ  
一定の要件を満たせば、給付金等が支給されます。

第204回通常国会において「特定石綿被害建設業労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、建設アスベスト給付金制度が創設されました。同法は厚生労働省が所管し令和3年6月16日に公布され、公布後1年以内に一部の規定を除き施行される予定です。

## ■趣旨について

令和3年6月9日、議員立法により「特定石綿被害建設業労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、同月16日に公布されました。

法の趣旨において、石綿にさらさせる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて最高裁判所において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図る旨が述べられています。

## ■給付金及び追加給付金の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や一人親方、中小事業主（家族従事者を含む）であること

期 間	業 務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※表の期間及び業務は最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※石綿関連疾病とは

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水  
石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）

※ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

※給付金を支給された後、症状が悪化した方には請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）が支給されます。

## ■給付金等の支給の開始

給付金等の支給開始については、法の公布の日（令和3年6月16日）から1年以内で、政令で定める日からとなります。開始日が決まり次第、厚生労働省のホームページなどで発表されます。

## ■詳細等お問合せ先

- ① 労災保険ダイヤル<0570-006031/厚生労働省 労働基準局労災補償部>にお問合せください。

※月曜日～金曜日の8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休み）

※通話料がかかります。IP電話など一部の電話からはご利用になれません。

- ② 厚生労働省のホームページ<厚生労働省 [mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp)>より、「建設アスベスト給付金制度について」をご参照ください。

(厚労省HP)



## 給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。

厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、給付金等の額が1割減額されます。

## 給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

## 相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

**0570-006031**

※月曜日～金曜日8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※ご利用の際は、通話料がかかります。

I P電話など、一部の電話からはご利用になれません。

## Q&A

### Q 給付金等の請求手続はどのようにすればいいのでしょうか。

法の規定により厚生労働大臣宛て請求していただくこととなりますが、詳細については検討の上、厚生労働省ホームページ等でお知らせします。

何卒ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

### Q 給付金等を受けるためには、労災認定を受けていることが必要でしょうか。

あらかじめ労災の請求を行い、認定を受けていることは要件とはされておりませんが、労災認定による療養補償給付や休業補償給付などが受けられるため、労災認定の対象となり得る方は、労災の請求も御検討ください。

労災に関する詳細は、最寄りの労働基準監督署にお問合わせください。

# 新しい保険制度 全中連総合補償制度募集開始 申込締切10/1 補償開始12/1(1年間)

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

## ケガによる休業を24時間補償（工作中・プライベート・地震も）

### ■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

## 告知（医師の診断）不要で加入できます

### ■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の“ケガ休業+病気入院プラン”を是非ご検討ください

病気入院プランのみの加入はできません。

### ■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

### ■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・締切日は10月1日（金）です【補償開始12月1日（1年間）】。
- ・中途加入も随時受付します。

### ■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-6074／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<[zenchuren-group.jp](http://zenchuren-group.jp)>掲載のパンフレットをご覧ください。



# 施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

## 全中連トータルサポートプラン

建設工事 28 職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用、一人親方用の 2 種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様に利用されています。

### 選べる 3 つのサポート

#### 第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故（資材の落下で通行人がケガをした、誤って壁に穴をあけてしまった等）のみならず、引き渡し後の事故（家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等）や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1 事故あたりの支払限度額：「1 億円」または「3 億円」の 2 プラン（自己負担額 3 万円）
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の損壊に対する補償」が追加できます。

#### 工事補償サポート<1 年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等（自然災害・人的災害）、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷卸し開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による搬送中も補償します。

#### 傷害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を被った場合、貴社が災害補償規程等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 ①事業者用プラン：役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員（アルバイト）、下請負人及びその構成員（派遣社員は含みません）。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項（W1）で 15 ポイントの加点が可能です。 ②一人親方プラン：一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

### 中途加入随時受け付け中

全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受け付けています（申込み締切り：毎月 20 日）。

申込み・お問い合わせについては、事務局（TEL 03-5651-6074 / 担当：佐藤）までご連絡ください。

詳しくは、ホームページ<[zenchuren-group.jp](http://zenchuren-group.jp)>掲載のパンフレットをご覧ください。

# 建設業法遵守ガイドライン並びに発注者・受注者間における建設業法遵守ガイドライン一部改正

「建設業法遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより法令違反を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び、公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的に策定されたもので、今般その一部が改訂されました。これは中小企業庁及び公正取引委員会が行った「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号 公取企第25号／全中連ニュース第6号参照）において支払条件の改善に向け、手形サイトの短縮化や割引料等のコストを示すことが見直されたことに伴い改訂されたものです。

本ガイドラインの内容は、建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった12項目について留意すべき建設業法上の規定を改訂するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為の事例を提示しています。

「発注者・受注者間における建設業法遵守ガイドライン」は、公共工事、民間工事にこだわらず発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知による法令違反を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び、公正・透明な取引の実現を図るために策定されたもので、建設業法遵守ガイドラインと同じように「下請代金の支払手段について」において支払条件の改善に向け、手形サイトの短縮化や割引料等のコストを示すことが見直されたことに伴い改訂されたものです。

本ガイドラインは、発注者と受注者の間の契約においても不適正な取引実態が存在し、それが元請負・下請負間の不適正な取引を生む一因であると指摘し、発注者・受注者間における契約の適正化を図ることは、元請負・下請負間の契約を含め建設業における契約全体の適正化の推進、そして建設工事の適正な施工の確保につながるものとしています。

※両ガイドラインは全中連ホームページ（新着記事2021年8月4日）に掲載しています。

## 建トレ拡充される 国交省

国土交通省（研修プログラム制作：職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会）による建設技能トレーニングプログラム（略称：建トレ）は、スマートフォンやパソコンにより時間・場所に制約されることなく無料でどなたでも受講できる建設技能の映像研修プログラムです。

教育訓練の多くは企業内OJTや教育訓練施設を利用することが多く、建設業従事者にとっては時間的な制約などにより継続的な訓練を行うことが困難な場合がありましたが、この建トレはWEBサイト<<https://kentore.jp/>>を利用したもので、いつでもどこでも学べるものとなっています。今般の内容拡充は、新たにモーションキャプチャー等を活用し熟練技能者と若手技能者の技能の違いや、3Dモデルを用いた工事行程<デジタル教材ライブラリー：<<https://dx.kentore.jp/>>などが追加されました。

「建トレ」WEBサイトURL <<https://kentore.jp/>>

建設業で働く職人さんのための  
**建設技能トレーニングプログラム**



「建トレ」トップページ

初級、中級、職長相当のレベルに合わせた教材を収録



見たいときにスマホですぐ見える。PCでの閲覧もできます。



いつでもどこでも、誰でも、無料でご利用いただけます。